

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

令和7年8月5日（火）

1 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想について

認定農業者等を総合的に支援するために国で制定した、農業経営基盤強化促進法に基づき都道府県が作成する農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に対して、市町村が独自に定めるものである。

この構想には、西郷村における農業経営基盤の強化の促進に関する目標をはじめ、農業経営の指標や、担い手に対する農用地の利用集積に関する目標を定めており、認定農業者及び認定新規就農者の認定基準となっている。

※農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）：（国）

効率的かつ安定的な農業経営を育成するという目的を実現するために策定しているもの。

※農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）：（県）

県が将来の農政を推進する目標として、おおむね5年ごとに定めることになっている。

2 変更の趣旨

県で策定している基本方針（農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針）は、農業経営基盤強化促進法第5条に基づき県が地域の農業のあるべき姿についてビジョンを描き、農政の推進目標として作成するものであり、おおむね5年ごとに変更し、その10年間を見通して定めることとされている。

県では令和7年4月におおむね5年ごとの変更により見直し、村で策定している「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」についても、同一期間で策定することとされているため、所用の変更を行うものである。

※第5条

都道府県知事は、政令で定めることにより、農業経営基盤強化の促進に関する基本方針を定める。

3 主な変更内容

①変更の趣旨

今回の変更は、基盤法に基づく基本方針のおおむね5年ごとの変更により見直しを行うもの。

②主な変更内容

（1）農業経営基盤の強化の促進に関する目標

他産業従事者並みの労働時間により他産業従事者と遜色ない生涯所得を得るため、目標とする年間総労働時間及び年間農業所得を次のとおりとした。

	変更後	変更前
年間総労働時間（主たる従事者 1 人当たり）	1,800 時間	1,900 時間
年間農業所得（主たる従事者 1 人当たり）	460 万円	400 万円
年間農業所得（1 個別経営体（主たる従事者 1 人＋補助従事者 1 人）当たり）	590 万円	520 万円

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

	変更後	変更前
年間総労働時間（主たる従事者 1 人当たり）	1,800 時間	1,900 時間
就農 5 年後の年間農業所得（主たる従事者 1 人当たり）	250 万円	220 万円
就農 5 年後の年間農業所得（1 個別経営体（主たる従事者 1 人＋補助従事者 1 人）当たり）	320 万円	290 万円

（３）農業経営の指標

営農類型

所得目標を達成するための主要な営農類型について見直した。

- （４）農業経営基盤強化促進法の改正により、令和 7 年 4 月以降の農地の貸し借りは、利用権設定（農用地利用集積計画による貸付者と借受者との相対での農地貸借）は廃止とされたことにより、利用権設定等促進事業に関する事項を削除する。

4 今後の手続き

農業委員会等関係機関の意見を集約後、福島県県南農林事務所と協議し、県知事へ正式協議をする。